

令和5年度 第2回

熊本市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定委員会

サービス量の見込みに関する専門委員会資料



令和5年8月25日

熊本市



## 第9期介護保険事業計画における基盤整備について

## 介護サービス基盤の整備計画について

- 計画の策定にあたっては、施設入所待機者や高齢者人口等（需要）の見込みを算出したうえで、適正な基盤整備数（供給）を算定する必要がある。
- 本市が実施した各施設への利用実態アンケートによれば、職員及び利用者確保の難しさ、他事業者との競争、コロナ禍での利用控え、建築費や人件費の高騰等の理由により、法人・施設の経営が困難になっていると考える事業者が多いことから、本計画においても事業者の経営面に配慮しつつ整備量を検討する必要がある。
- 先日、国の社会保障審議会介護保険部会から示された「介護保険制度の見直しに関する意見」において、「介護人材不足への対応や、安定的なサービス提供を可能とする観点からは、介護の経営の協働化・大規模化により、サービスの品質を担保しつつ、（中略）人材や資源を有効に活用することが重要」とされており、本市においても、そのことも踏まえて整備計画を検討する必要がある。
- 要介護（要支援）認定者数（以下「認定者数」という。）は、第1号被保険者数の増加に伴い、介護保険制度開始より一貫して増加傾向にあったが、新型コロナウイルスの感染拡大による影響をはじめ、地域における介護予防事業の展開や、自立支援・重度化防止の取組等により、認定率〔認定者数／第1号被保険者数〕は平成31年（2019年）以降、一貫して低下し続けている。
- これらにより、平成31年（2019年）以降は、高齢者数は増加したものの要介護認定者数はほぼ横ばいであったが、今後、85歳以上の高齢者の割合が増加するとされており、これに伴い要介護認定者数や認知症高齢者数も増加する見込みである。
- 整備数算出の基礎となる入所待機者調査、利用実態アンケートは令和4年4月時点を使用。これと比較する要介護認定者数は、令和4年3月末時点を使用する。なお、令和4年3月末の要介護認定者は28,973人、要介護3以上の認定者は12,387人（2ページ「要介護（要支援）認定者・認定率の推移（第1回サービス量委員会資料）」参照）。
- 第9期の期間に増加する要介護認定者数（令和8年度末－令和5年度末で算出）は、1,938人、要介護3以上の認定者数は、830人（2ページ「要介護（要支援）度別認定者数の推計」参照）。

参 考：要介護（要支援）認定者・認定率の推移（第1回サービス量委員会資料）

	2000 (H12) 4月末	2003 (H15) 3月末	2006 (H18) 3月末	2009 (H21) 3月末	2012 (H24) 3月末	2015 (H27) 3月末	2018 (H30) 3月末	2021 (R3) 3月末	2022 (R4) 3月末	2023 (R5) 1月末
第1号被保険者数 a	105,579人	115,883人	123,906人	135,507人	155,587人	173,538人	185,267人	194,134人	196,434人	197,407人
要介護（要支援） 認定者数 （再掲：第1号被保 険者 b）	13,069人 (12,707)	19,373人 (18,802)	22,880人 (22,177)	25,241人 (24,509)	31,964人 (31,079)	37,984人 (37,161)	40,709人 (39,895)	41,807人 (41,063)	41,749人 (41,043)	40,769人 (40,056)
要支援1 （旧要支援）	1,925人 (1,907)	3,029人 (2,998)	4,914人 (4,822)	4,667人 (4,582)	4,595人 (4,523)	6,177人 (6,085)	6,676人 (6,584)	6,950人 (6,869)	7,002人 (6,925)	6,541人 (6,457)
要支援2				4,885人 (4,757)	3,929人 (3,810)	5,445人 (5,338)	5,719人 (5,614)	5,679人 (5,580)	5,774人 (5,671)	5,777人 (5,680)
要介護1	4,476人 (4,377)	7,851人 (7,619)	7,940人 (7,664)	6,420人 (6,256)	4,841人 (4,697)	8,768人 (8,576)	9,659人 (9,471)	10,185人 (10,004)	10,079人 (9,924)	9,512人 (9,355)
要介護2	2,033人 (1,952)	2,778人 (2,650)	2,792人 (2,692)	5,519人 (5,313)	3,699人 (3,556)	5,942人 (5,787)	6,392人 (6,229)	6,580人 (6,443)	6,507人 (6,365)	6,497人 (6,366)
要介護3	1,639人 (1,581)	1,867人 (1,809)	2,826人 (2,741)	3,693人 (3,592)	3,303人 (3,206)	4,201人 (4,122)	4,498人 (4,407)	4,801人 (4,718)	4,705人 (4,627)	4,804人 (4,722)
要介護4	1,549人 (1,503)	1,922人 (1,873)	2,298人 (2,229)	3,449人 (3,366)	2,372人 (2,307)	3,989人 (3,886)	4,276人 (4,195)	4,470人 (4,386)	4,618人 (4,547)	4,585人 (4,505)
要介護5	1,447人 (1,387)	1,926人 (1,853)	2,110人 (2,029)	3,331人 (3,213)	2,502人 (2,410)	3,462人 (3,367)	3,489人 (3,395)	3,142人 (3,063)	3,064人 (2,984)	3,053人 (2,971)
認定率 b/a	12.04%	16.22%	18.47%	18.63%	19.98%	21.41%	21.53%	21.15%	20.89%	20.29%

令和4年3月末時点の要介護認定者数

→ 28,973人

要介護3以上の認定者数

→ 12,387人

参 考：要介護（要支援）度別認定者数の推計

	R5.3 (実績値)	R6.3 ① (第8期末)	R6.9	R7.9	R8.9	R9.3 ② (第9期末)	R9.9	第9期 増加数 ②-①
要支援1	6,454	6,655	6,756	6,843	7,031	7,125	7,219	470
要支援2	5,790	5,802	5,808	5,884	6,042	6,121	6,200	319
要介護1	9,477	9,724	9,848	9,997	10,279	10,421	10,563	697
要介護2	6,509	6,574	6,606	6,710	6,894	6,985	7,076	411
要介護3	4,799	4,821	4,832	4,913	5,056	5,127	5,198	306
要介護4	4,692	4,730	4,749	4,831	4,968	5,037	5,105	307
要介護5	3,031	3,100	3,134	3,187	3,273	3,317	3,360	217
計	40,752	41,406	41,733	42,365	43,543	44,133	44,721	2,727

※令和5年3月は実績値、各年度の9月末現在は推計値。

①と②は、前後の時期の数値を比例させて計算したもの。

第9期における要介護認定者の増加数

→ 1,938人

第9期における要介護3以上の認定者の増加数

→ 830人

(1) 特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）

【現状等】

- 国においては、特別養護老人ホームへの入所要件を原則として要介護3以上としている。ただし、要介護1・2であっても、やむを得ない事情により、特別養護老人ホーム以外での生活が著しく困難であると認められる場合には、市町村の適切な関与の下、施設ごとに設置している入所検討委員会を経て、特例的な入所を認めることとされている。
- 広域型特別養護老人ホームがない日常生活圏域は5圏域（中央区が3圏域）
- 広域型・地域密着型特別養護老人ホームのどちらもない日常生活圏域は4圏域（中央区が3圏域）
- 特別養護老人ホーム入所者実態調査（4ページ下段の表参照、令和5年1月時点：令和3・4年実績 調査対象者数1,191人）によると、待機期間の平均は約8.5か月（平成29年調査は約15ヶ月、令和2年調査は約11.7ヶ月）であり、待機期間の内訳は、1ヶ月以内で入所できた待機者が約28%、3ヶ月以内が約50%、半年以内が約65%、1年以内が約79%であった。また、令和3・4年（2021年～2022年）の2年間で特別養護老人ホームに新規入所した高齢者は約1,400人であった。
- 熊本県が実施した入所申込者状況調査（4ページ上段の表参照）によると、令和4年（2022年）4月時点の在宅待機者（居所が在宅（有料老人ホーム等は除く）であり、要介護3以上の申込者）は、194人であった。
- 令和4年4月時点の特別養護老人ホームの床数は2,453床。令和4年（2022年）4月以降に整備される特別養護老人ホームは89床。
- 令和4年（2022年）4月時点の特別養護老人ホームの利用率は約94.3%であった。〔 $(2,453\text{床}-141\text{床}) \div 2,453\text{床} \approx 94.3\%$ 〕  
空床が多い施設があったことで全体の割合を押し下げているが、約半数の施設において空床は1床以下であった。
- 本市が実施した利用実態アンケートによると、令和4年（2022年）4月時点での空床は合計で141床（全54施設・2,453床）、ただし、空床が5床を超える7施設を除けば60床となる。
- 令和4年4月における要介護3以上の認定者の特別養護老人ホームの利用率は、18.66%〔 $(2,453\text{床}-141\text{床}) \div 12,387\text{人}（1\text{ページ再掲}） \approx 18.66\%$ 〕
- 特別養護老人ホームにおける要介護3以上の入所者の割合は、99.36%
- 特別養護老人ホームの経営の安定化等の理由により、増床やショートステイの転換希望が上がっている。
- 以上のことから、特別養護老人ホームの待機者は存在するものの一定期間で解消が図られており、調査時点以降に新たな施設も開設される見込みであることから、現時点においてさらなる整備の必要性は低いと考えられる。  
（※待機者194人－整備予定89床－空床141床＝-36床）

- しかし、今後 85 歳以上の人口の割合が増加し、要介護 3 以上の高齢者が増える  
と予測されることを踏まえ、次期計画においてはその増加分を見込む必要がある。

**・入所申込者状況調査結果（令和 4 年（2022 年）4 月時点）**

**◆特別養護老人ホーム待機者**

（単位：人）

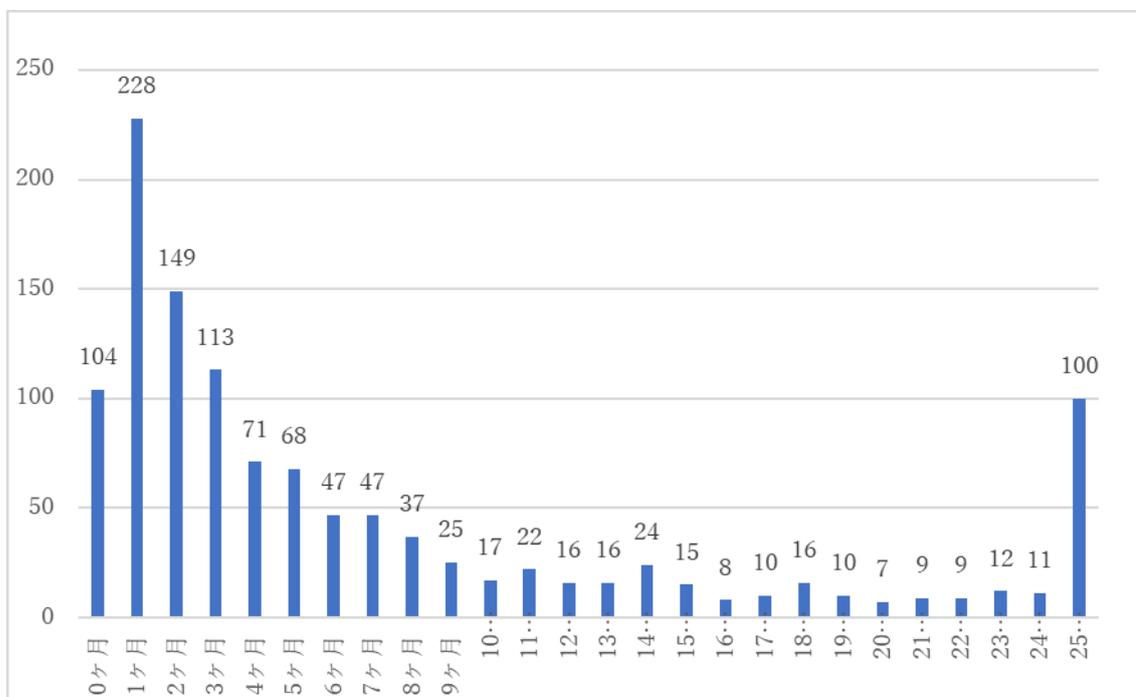
	認知症日常生活自立度					計
	自立	I	II	III	IV以上	
要介護1			2			2
要介護2				3		3
要介護3	14	9	25	49	2	99
要介護4	7	6	12	27	5	57
要介護5	6	1	3	11	17	38
計	27	16	42	90	24	199

※待機者数は、熊本県が実施した「特別養護老人ホーム入所申込者状況調査結果」による

※複数の施設（特養）に申込をしている重複を除く

※在宅（有料老人ホーム、サービス付き高齢者住宅等の入居者を除く）の待機者のみを計上

**・特別養護老人ホーム入所者実態調査より（2021～2022 年入所分・計 1,191 人）**



※本市が実施した特別養護老人ホーム入所者実態調査（令和 5 年 1 月時点）による

※申込時点で要介護 3 以上の者に限る。

【整備方針（案）】

- 第9期における特別養護老人ホーム要入所者の増加数は155人の見込み。  
〔830人（1ページ再掲）×18.66%（3ページ再掲）≒155人〕
- 新設については、特別養護老人ホームがない日常生活圏域に優先的に整備する。
- 経営の安定化のために増床やショートステイの転換を希望する施設があることを踏まえ、新設と併せてこれらの整備を行う。なお、新設については、経営面の安定性などの理由から、事前協議の希望者が多く、他の指定都市より要介護認定者数あたりの床数が少ない広域型特別養護老人ホームを整備する。
- 増床やショートステイの転換については、小規模であるため増床の必要性が高いとされる29床以下の地域密着型特別養護老人ホームを優先する。
- 第9期については、特別養護老人ホームへの入居が見込まれる要介護認定者の令和8年度（2026年度）までの増加分155人から第8期末までの整備における剰余分の36床（3ページ再掲）とグループホームの追加整備分（16床、7ページ参照）を差し引いた103床を整備する。

【整備数（案）】

（単位：床）

	R5(2023)末 (予定)	R6(2024) 整備数	R7(2025) 整備数	R8(2026) 整備数	期間合計	R8(2026)末 (見込み)
特養整備数合計	2,542	0	103	0	103	2,645
広域型特養	2,024	0	103	0	103	2,127
（うち新設）		0	60	0	60	
（うち増床）		0	30	0	30	
（うち転換）		0	13	0	13	
地域密着型特養	518	0	0	0	0	518

※新設の場合、広域型特養は2か年での整備

※広域型で計上している増床と転換については、地域密着型の施設でも可能とする。

※地域密着型特養の増床と転換については、広域型(30床以上)に類型が変わる場合、過去に受領した施設整備等補助金の一部の返還が必要となることがある。

※増床については、従来型の施設は従来型個室で、ユニット型の施設はユニット型個室で行うことを基本とする。

※令和7年度における増床の事前協議採択後に15で割り切れない床数が残った場合、令和8年度事前協議において、同数をショートステイからの転換により募集することとする。

(2) グループホーム（認知症対応型共同生活介護）

【現状等】

- グループホームは全ての日常生活圏域に整備されている。なお、整備されていない小学校区は 27 校区。
- 本市が実施した入所申込者状況調査（6 ページ下段の表参照）によると、令和 4 年（2022 年）4 月時点の在宅待機者（居所が在宅（有料老人ホーム等は除く）であり、要介護 1 以上で認知症自立度Ⅱ以上の申込者）は **73 人** であった。
- これに、特別養護老人ホームの申込者のうち要介護 1・2 で認知症自立度Ⅱ以上の者（**5 人**：7 ページ上段の表参照）を加えた合計は **78 人** であった。
- 令和 4 年（2022 年）4 月以降に整備予定のグループホームは **117 床** である。
- 本市が実施した利用実態アンケート〔55 事業所（**783 床分**）が回答/全 79 事業所（**1,148 床**）〕によると、令和 4 年（2022 年）4 月時点での空床は、回答があった事業所について合計すると **23 床** であった。これを全事業所分の床数に直すと、**約 34 床** となる。なお、約 7 割にあたる 38 事業所で空床がなかった。  
〔調査合計 23 床 × (全床数 1,148 床 ÷ 回答事業所床数 783 床) ÷ 34 床〕
- 令和 4 年 4 月における要介護認定者のグループホームの利用率は、**3.845%**〔(1,148 床 - 34 床) ÷ 28,973 人 (1 ページ再掲) ÷ 3.845%〕
- 以上のことから、グループホームの待機者は存在するものの、調査時点以降に新たな事業所も開設される見込みであることから、現時点においてさらなる整備の必要性は低いと考えられる。  
(※待機者 **78 人** - 整備予定 **117 床** - 空床 **34 床** = **-73 床**)
- しかし、今後 85 歳以上の人口の割合が増加し、認知症高齢者が増えると予測されることを踏まえて、次期計画においては、その増加分を見込む必要がある。

・入所申込者状況調査結果（令和 4 年（2022 年）4 月時点）

◆グループホーム

（単位：人）

	認知症日常生活自立度					計
	自立	I	II	III	IV以上	
要支援2		1	1			2
要介護1	5		23	6	2	36
要介護2	3		6	12		21
要介護3	2		3	9	1	15
要介護4	1	1	2	3	1	8
要介護5			1	3	1	5
計	11	2	36	33	5	87

※複数の施設（GH）に申込をしている重複を除く

※在宅（有料老人ホーム、サービス付き高齢者住宅等の入居者を除く）の待機者のみを計上

## ◆特別養護老人ホーム待機者(再掲)

(単位:人)

	認知症日常生活自立度					計
	自立	I	II	III	IV以上	
要介護1			2			2
要介護2				3		3
要介護3	14	9	25	49	2	99
要介護4	7	6	12	27	5	57
要介護5	6	1	3	11	17	38
計	27	16	42	90	24	199

※待機者数は、熊本県が実施した「特別養護老人ホーム入所申込者状況調査結果」による

※複数の施設(特養)に申込をしている重複を除く

※在宅(有料老人ホーム、サービス付き高齢者住宅等の入居者を除く)の待機者のみを計上

## 【整備方針(案)】

- 第9期におけるグループホーム要入居者の増加数は75人の見込み。  
[1,938人(1ページ再掲)×3.845%(5ページ再掲)≒75人]
- 新設については、グループホームがない小学校区に優先的に整備する。
- 第9期については、グループホームへの入居が見込まれる要介護認定者の令和8年度(2026年度)までの増加分75人から第8期末までの整備における剰余分の73床(6ページ再掲)を差し引けば、2床となるが、グループホームの整備実績は、第8期計画の整備目標値に18床足りておらず、また、新設の希望がある事業者から本市に相談も行われており、今後の整備も見込める状況である。
- よって、第9期においてもグループホームの新規整備を行うこととし、事前協議では2ユニットでの整備を希望する事業者が多いことから、9(床)×2(ユニット)=18床の整備を行う。
- なお、差し引きの16床(18床-2床)については、要介護3以上の認知症高齢者も多いことから、最も整備床数が多い特別養護老人ホームより同数(16床)を差し引くこととする。

## 【整備数(案)】

(単位:床)

	R5(2023)末 (予定)	R6(2024) 整備数	R7(2025) 整備数	R8(2026) 整備数	期間合計	R8(2026)末 (見込み)
グループホーム	1,250	0	18	0	18	1,268

### (3) 特定施設入居者生活介護事業所

#### 【住宅型を含む有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅の現状】

- 有料老人ホームは、老人福祉法に基づく届出制による民間企業を活用した高齢者の住まいである。
- 令和5年（2023年）3月31日時点の本市に届出がある有料老人ホームの数は、163か所（定員6,019床）であり、類似する高齢者の住まいであるサービス付き高齢者向け住宅の数は、65か所（定員2,064床）である。なお、届出がある有料老人ホームのうち40か所が特定施設入居者生活介護の指定を受けている。
- 令和2年度（2020年度）末から令和4年度（2022年度）末の2年間で有料老人ホームは約1,000床増加し、サービス付き高齢者向け住宅は約200床増加するなど、近年、急激に増加している。

#### 【特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム）の現状】

- 特定施設入居者生活介護事業所（以下「特定施設」という。）がない日常生活圏域は5圏域（西区が3圏域）
- 本市が実施した入所申込者状況調査によると、令和4年（2022年）4月時点の在宅待機者（居所が在宅（有料老人ホーム等は除く）であり、要介護1以上の申込者は、59人であった（10ページ上段の表参照）。
- 特別養護老人ホームの待機者の中で要介護2以下の者のうち、グループホームで入居相当としている認知症日常生活自立度Ⅱ以上でもなく、特定施設の入居相当となる要介護1以上の者はいなかった（10ページ下段の表参照）。
- グループホームの待機者の中で認知症日常生活自立度Ⅰ以下の者のうち、特定施設の入居相当となる要介護1以上の者は12人であった（11ページ上段の表参照）。
- 令和4年4月時点の特定施設の床数（実際の床数ベース）は1,727床。令和4年（2022年）4月以降に整備予定の特定施設は263床（創設38床、転換225床）である。
- 令和4年（2022年）4月時点の空床は77床であった。（特定施設入居者生活介護事業者連絡協議会空き状況（2022.4.13時点）及び本市調査による）ただし、空床が5床を超える3施設を除けば43床となる。
- 令和4年（2022年）4月時点の特定施設の利用率は約95.5%（空床率4.5%）であった。  
〔(1,727床-77床) ÷ 1,727床 ≒ 95.5%〕  
空床が多い施設があったことで全体の割合を押し下げているが、半数以上（22施設/38施設）の施設において空床は1床以下であった。
- 令和4年4月における要介護認定者の特定施設の利用率は、5.695%  
〔(1,727床-77床) ÷ 28,973人（1ページ再掲） ≒ 5.695%〕
- 小規模の事業所については経営が困難であるとの意見がある。
- 経営の安定化を図るため増床を希望する事業所がある。

- 以上のことから、特定施設の待機者は存在するものの、調査時点以降に多くの施設が開設される見込みであることから、現時点においてさらなる整備の必要性は低いと考えられる。

[※(待機者59人+12人-創設予定38床-(転換予定225床×4.5%)  
-空床77床)×0.7 ≒ -38床]

※0.7は混合型の実際の床数から特定施設の床数にする際の係数

- しかし、今後85歳以上の人口の割合が増加し、要介護者が増えると予測されることを踏まえて、次期計画においては、その増加分を見込む必要がある。

#### 【サービスごとの現状】

##### (ア) 特定施設入居者生活介護事業所(介護専用型)

- 第8期においては、介護専用型の特定施設は特別養護老人ホームやグループホームと類似した施設であることから、これらの施設を整備することを優先し、新たな整備は行わなかった。

##### (イ) 特定施設入居者生活介護事業所(地域密着型)

- 特定施設入居者生活介護事業所(介護専用型)と同様に、特別養護老人ホームやグループホームと類似した施設であることから、これらの施設を整備することを優先し、新たな整備は行わなかった。

##### (ウ) 特定施設入居者生活介護事業所(混合型)

- 本市では、特定施設の待機者解消については、以前より混合型の事業所を整備することで対応してきた。
- 第8期においては、特別養護老人ホームと混合型の特定施設について一体的な整備を行い、概ね整備目標を達成した。

※ 養護老人ホーム、軽費老人ホームについては、(9)、(10)の項に記載。

・入所申込者状況調査結果（令和4年（2022年）4月時点）

◆特定施設待機者

（単位：人）

	認知症日常生活自立度					計
	自立	I	II	III	IV以上	
なし	7					7
要支援1	9	4	1			14
要支援2	2	4				6
要介護1	2	3	16	1		22
要介護2	3	3	13	2		21
要介護3				3		3
要介護4	1		2	2		5
要介護5	1		2	3	2	8
計	25	14	34	11	2	86

※複数の施設(特定)に申込をしている重複を除く

※在宅(有料老人ホーム、サービス付き高齢者住宅等の入居者を除く)の待機者のみを計上

◆特別養護老人ホーム待機者(再掲)

（単位：人）

	認知症日常生活自立度					計
	自立	I	II	III	IV以上	
要介護1			2			2
要介護2				3		3
要介護3	14	9	25	49	2	99
要介護4	7	6	12	27	5	57
要介護5	6	1	3	11	17	38
計	27	16	42	90	24	199

※待機者数は、熊本県が実施した「特別養護老人ホーム入所申込者状況調査結果」による

※複数の施設(特養)に申込をしている重複を除く

※在宅(有料老人ホーム、サービス付き高齢者住宅等の入居者を除く)の待機者のみを計上

## ◆グループホーム(再掲)

(単位:人)

	認知症日常生活自立度					計
	自立	I	II	III	IV以上	
要支援2		1	1			2
要介護1	5		23	6	2	36
要介護2	3		6	12		21
要介護3	2		3	9	1	15
要介護4	1	1	2	3	1	8
要介護5			1	3	1	5
計	11	2	36	33	5	87

※複数の施設(GH)に申込をしている重複を除く

※在宅(有料老人ホーム、サービス付き高齢者住宅等の入居者を除く)の待機者のみを計上

## 【整備方針(案)】

- 第9期における特定施設要入居者の増加数は110人の見込み。  
[1,938人(1ページ再掲)×5.695%(8ページ再掲)≒110人]
- 住宅型有料老人ホーム等が増加し続けており、新設の必要性は薄いと思われること、及び整備数もこれまでの計画より少ないことから、新規整備については既存施設(軽費老人ホームを含む)からの転換及び増床によって必要数を確保する。
- 経営の安定化を図るため、増床については特別養護老人ホームと同様に29床以下(要介護者以外の受け入れ分を含む)の事業所を優先する。
- 介護専用型及び地域密着型については、経営面を考慮して特定施設(混合型)への転換を可能とする。
- 第9期については、特定施設要入居者の増加見込数110人から第8期末までの整備における剰余分の38床(8ページ再掲)を差し引いた72床を有料老人ホーム又は軽費老人ホームからの転換及び既存事業所の増床により整備する。
- 有料+軽費(72床)・養護(35床)を合わせた整備数は107床となる。

## 【整備数(案)】

(単位:床)

	R5(2023)末 (予定)	R6(2024) 整備数	R7(2025) 整備数	R8(2026) 整備数	期間合計	R8(2026)末 (見込み)
特定施設整備数合計	1,514	0	107	0	107	1,621
[うち介護専用型]	30	0	0	0	0	30
[うち地域密着型]	20	0	0	0	0	20
[うち混合型(有料・軽費)]	1,359	0	72	0	72	1,431
[うち混合型(養護)]	105	0	35	0	35	140

※新規整備は、既存の住宅型有料老人ホーム等からの転換及び既存の特定施設の増床のみとする。

※介護専用型と地域密着型については、混合型への転換を可能とする。

#### (4) 介護老人保健施設

##### 【現状】

- 第8期では介護老人保健施設の新設や介護療養型医療施設からの転換はなかった。
- 介護老人保健施設の利用率は90%（令和4年（2022年）3月実績）となっている。
- 令和3年度介護保険事業報告によれば、介護老人保健施設入所者の延べ利用日数はここ数年、低下傾向にある。

##### 【整備方針（案）】

- 高齢者数は増加しているが、介護老人保健施設のサービス量は概ね充足していると考えられることから、第8期と同様に新たな整備は行わない。

#### (5) 介護医療院

##### 【現状】

- 令和5年度（2023年度）末で廃止予定の介護療養型医療施設の転換先として想定されており、現に転換も進んでいる。
- 熊本・上益城二次医療圏においては、医療療養病床の増床は認められていない。
- 介護医療院の利用率は81%（令和4年（2022年）3月実績）となっている。

##### 【整備方針（案）】

- 高齢者数は増加しているが、介護医療院のサービス量は概ね充足していると考えられる。地域医療構想との整合性を考慮するとともに、現時点において、第9期計画期間中の医療療養病床からの転換意向もないことから、第8期と同様に新たな整備は行わない。

#### (6) 小規模多機能型居宅介護事業所

##### 【現状】

- 小規模多機能型居宅介護事業所がない空白の日常生活圏域が2か所ある。
- 1事業所当たりの利用者は約20人（利用者数/施設数）であり、登録可能定員（最大29人）に対して余裕がある状況である。

##### 【整備方針（案）】

- 市全体の平均では、各事業所の利用定員にある程度余裕が生じているため、現時点での利用者のニーズに対しては概ね対応できていると考えられる。
- 一方で、本サービスは中重度の要介護高齢者の在宅生活を支援する地域包括ケア

の拠点となるサービスであるため、今後の要介護高齢者の増加を見据え、計画的な基盤整備を進めていく必要がある。

- 第8期における整備が進まなかったことを踏まえ、前倒して整備を進めるとともに、サテライトの事業所についても整備を可能とする。
- 第9期については、小規模多機能型居宅介護事業所がない日常生活圏域への整備を目指し、**2事業所**を整備するものとする。整備にあたっては空白の圏域を優先するが、当該圏域での希望がない場合は、他の圏域での事前協議について採択するものとする。

【整備数（案）】

（単位：事業所）

	R5(2023)末 (予定)	R6(2024) 整備数	R7(2025) 整備数	R8(2026) 整備数	期間合計	R8(2026)末 (見込み)
小規模多機能型居宅介護事業所	50	2	0	0	2	52

（7）看護小規模多機能型居宅介護事業所

【現状】

- 看護小規模多機能型居宅介護事業所は全ての行政区に整備され、令和5年度(2023年度)末の予定施設数は7か所（中央区1、東区2、西区1、南区1、北区2）である。
- 今後は、未整備の日常生活圏域における整備を目指していく。

【整備方針（案）】

- 本サービスは、医療系のニーズに対応でき、中重度の要介護高齢者の在宅生活を支援する地域包括ケアの拠点となるサービスである。
- 今後、中重度の要介護者の増加に伴い、本サービスのニーズが高まることが想定されるため、計画的な基盤整備を進める必要がある。
- 第8期における整備が進まなかったことを踏まえ、前倒して整備を進めるとともに、サテライトの事業所についても整備を可能とする。
- 看護小規模多機能型居宅介護事業所がない日常生活圏域を優先して整備する。
- 第9期については、第8期目標数の10事業所を目指し、**3事業所**を整備する。

【整備数（案）】

（単位：事業所）

	R5(2023)末 (予定)	R6(2024) 整備数	R7(2025) 整備数	R8(2026) 整備数	期間合計	R8(2026)末 (見込み)
看護小規模多機能型居宅介護事業所	7	3	0	0	3	10

(8) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所

【現状】

- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所がない行政区がある（南区）。
- 令和5年度（2020年度）末の事業所数は、目標数以上の整備が進んだことにより8箇所（中央区2、東区3、西区2、北区1）となっている。

【整備方針（案）】

- 本サービスは、医療系のニーズに対応でき、中重度の要介護高齢者の在宅生活を支援する地域包括ケアの拠点となるサービスである。
- 第8期において目標以上の整備が進んだことを踏まえ、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所がない行政区以外の整備については、補助金を交付しない。
- 整備が進んでいない行政区の解消を優先するとともに、第8期と同じ整備数の2事業所を整備する。

【整備数（案）】

（単位：施設）

	R5(2023)末 (予定)	R6(2024) 整備数	R7(2025) 整備数	R8(2026) 整備数	期間合計	R8(2026)末 (見込み)
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	8	1	1	0	2	10

(9) 養護老人ホーム

【現状】

- 市内には7か所（総床数440床）の養護老人ホームがあり、うち3か所（150床：特定施設の床数としては105床）が特定施設入居者生活介護の指定を受けている。
- 令和5年4月1日現在、養護老人ホーム連絡協議会の調査によれば空床は106床（充足率：約76%）であり、必要な施設数は確保できていると考える。

【整備方針（案）】

- 必要な施設数は確保できていると考えられるため、新設は行わない。
- 第9期においては、要介護認定を受けた入所者の増加に対応するため、既存施設については特定施設入居者生活介護（混合型）の指定についても可能とし、転換希望があった1事業所35床（混合型50床分）を整備する。

【整備数（案・再掲）】

（単位：床）

	R5(2023)末 (予定)	R6(2024) 整備数	R7(2025) 整備数	R8(2026) 整備数	期間合計	R8(2026)末 (見込み)
特定施設(混合型・養護)	105	0	35	0	35	140

(10) 軽費老人ホーム

【現状】

- 市内には 18 か所（総床数 697 床）の軽費老人ホームがあり、令和 5 年 4 月 1 日現在、本市の調査によれば空床は 55 床（充足率：約 92%）である。
- 有料老人ホーム等の代替サービスもあり、必要な施設数は確保できていると考える。

【整備方針（案）】

- 必要な施設数は確保できていると考えられるため、新たな整備は行わない。
- 要介護認定を受けた入所者の増加に対応するため、既存施設については特定施設入居者生活介護（混合型）の指定についても可能とする。なお、施設整備事前協議においては、有料老人ホームと同じ枠で募集を行うものとする。

第9期 介護サービス基盤整備について(事務局 案)

種 別	単位	令和5年度末 (予定)	第9期計画数	令和8年度末 (目標)
特別養護老人ホーム	床	2,542	103	2,645
うち広域型	床	2,024	103	2,127
うち地域密着型	床	518	0	518
介護老人保健施設	床	2,021	0	2,021
介護医療院	床	775	0	775
認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	床	1,250	18	1,268
特定施設入居者生活介護	床	1,514	107	1,621
うち介護専用型	床	30	0	30
うち地域密着型	床	20	0	20
うち混合型(有料・軽費)	床	1,359	72	1,431
うち混合型(養護)	床	105	35	140
小規模多機能型居宅介護	事業所	50	2	52
看護小規模多機能型居宅介護	事業所	7	3	10
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	事業所	8	2	10
養護老人ホーム	床	440	0	440
軽費老人ホーム	床	697	0	697

※特別養護老人ホームの増床と転換については、地域密着型特別養護老人ホームでの整備分と併せて広域型に計上している。